

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

運営細則

第1項 目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 附属機関条例 | 印西地区環境整備事業組合附属機関条例 |
| (2) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会 |
| (3) 会議 | 検討委員会の会議 |
| (4) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (5) 委員 | 検討委員会の委員 |

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会組織細則第5項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 会議 | 6回 |
| (2) 先進地の視察 | 1回 |

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、日曜日（昼間）を予定する。
- (3) 会議の時間は、2時間程度を予定する。
- (4) 第1回の会議の開催日は、平成25年4月中旬を予定する。
- (5) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室を予定する。

第5項 会議の公開

会議は、原則公開とする。

ただし、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとする。

第6項 会議録の公開

会議の概要を記載した会議録は、検討委員会において確認した後、これを公開する。

第7項 氏名の公表

会議で決するところにより、会議録等に委員の氏名を記載し、公表する場合があるものとする。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのある事項の一切を他人に漏らしてはならないものとする。

第9項 専門部会

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

なお、当該専門部会の目的及び組織等は検討委員会で定めることとし、専門部会委員は、委員長が選任する。

第10項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定めるものとする。

第11項 委任

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この運営細則は、平成25年4月21日から適用する。